

始



第十回 全國山林會聯合協議會記事

全國山林會聯合會

(東京・赤坂・溜池・三會堂内)

特228

777

昭和五年八月



# 第十回全國山林會聯合協議會記事

註228  
227

昭和五年八月廿一日午後一時東京赤坂溜池三會堂に於て第十回全國山林會聯合會議會を開催す、當日の出席者次の如し。

青森縣山林會	幹事
山形縣山林會	評議員
岩手縣山林會	評議員
同	評議員
美城縣山林會	幹事
下野山林會	幹事
群馬縣山林會	幹事
同	幹事
埼玉縣山林會	幹事
同	幹事
千葉縣山林會	幹事
東京府山林會	幹事
同	幹事
新潟縣山林會	幹事
同	幹事
福島縣山林會	幹事
同	幹事
神奈川縣山林會	幹事
同	幹事
新潟縣山林會	幹事
同	幹事
新潟縣山林會	幹事
同	幹事
新潟縣山林會	幹事
同	幹事
新潟縣山林會	幹事
同	幹事
石岡太郎君	幹事
佐藤理吉君	幹事
佐藤上德三君	幹事
佐久間善喜君	幹事
黒田莊次郎君	幹事
植竹三右衛門君	幹事
鹽田石井君	幹事
名久井政樹君	幹事
松本仙三郎君	幹事
富田澤平君	幹事
木暮藤嘉君	幹事
大瀧傳英君	幹事
布施丑造君	幹事
近野英吉君	幹事
木暮藤嘉君	幹事
中銀藏君	幹事
市川文藏君	幹事
鈴木寛一君	幹事
狩野閑八郎君	幹事
青山善次郎君	幹事
天部和作君	幹事
元次郎君	幹事
新治郎君	幹事
幸治郎君	幹事
之助郎君	幹事
九山喜兵衛君	幹事
丸山惣太郎君	幹事
片桐忠太郎君	幹事
速水健治郎君	幹事
小野耕一郎君	幹事
池田敬郎君	幹事
金丸孫郎君	幹事
非口己之助君	幹事
横山長藏君	幹事
樺谷寛二郎君	幹事
牧穂五郎君	幹事





## 右建議ス

聞いたしましたが何れも差支へがあつて御目にかゝれなかつたのであります。又貨物に關する主務課長も不在の爲に次席の事務官に會つて、先般改正の運輸貨率は從前のものに較べて却つて引上げとなつて居る、政府當局の聲明を裏切つて居ると云ふことを述べましたところ、改正の結果が引上げになつたの云ふことに對しては至極同情を持つたやうに認められますから、どうか早く再び改正して貰ひたいと云ふことを要望して置いたのであります。尙ほ最近第五回の特別委員會を開催した際に、黒金政務次官に面會して、改正運貨率は改正前の率に較へると却つて引下げとなつたし又政府の唱へる產業政策上特別貨率と云ふものも實際の木材運輸狀況から見ると却つて引上げとなつて居る結果であると云ふことを十分に要望いたしましたところ、黒金政務次官に於ても代表委員一行の意見を諒とせられたやうに認めたのであります。以上、大要ではありますが、先般の總會より今日までの經過でありますから、御承知置きを願ひます川瀬委員長 之より協議に移ります。順次一問題つゝやつた方が宜からうと思ひます。

## 一、森林金融ニ關シ建議

財界ノ不況愈々深刻ヲ加フルニ伴ヒ山村ニ於ケル森林金融ノ途全ク杜絶シ林業困憊ハ其極ニ達ス今ニシテ之ガ救濟ノ途ヲ講ズルニアラズンバ其歸趣スル處圖リ知ル可ラズ  
仍テ政府ハ急速ニ適切有効ノ方策ヲ樹立シ以テ森林金融ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ

し金融の道が開かないと三圓五十錢のものは二圓に叩かれるかも知れない。より深刻になつて眞に名状し得ざる場合に至るものではなからうか、どうしても森林金融に依つて林業家は助けて貰はなければならぬ。山林保險と云ふことに就いて政府が着眼されたのは、出來る出来ないは別として、感謝する次第であります。今度又農村漁村に對して金を融通することになつたが、僅か七千圓圓かの中で國土の六割を有する山林家の爲に僅か五百萬圓而かも林道を捲へるとか木炭倉庫を捲へるならば出してやるとは死線に立つて居る山林家には格別影響のない且つ無理解な御提案である。のみならず五百萬圓ばかりの端た錢を出して山林家に對する申譯をなさるものも宣いが、咽喉いて居るのに薩摩芋を呉れる。我々はそれよりも水が欲しい。政府は我々山林家の此悲況を知らんぢやない。知つて居りながら五百萬圓ばかりの端た錢を出して林道を造れとか木炭倉庫を造れとか云ふ御扱をなさると云ふことは甚だ林業家を無視したやリ方である。預金部の金融して戴くに就いては、如何にして貸せるか如何にして借りるかと云ふことが問題になりますが、それは政府の見る所或は借りる方の状況に依つて違ひませう。之は諸君の力に依つて幹部諸君の御活動を願ひ、融通すると云ふことになりましたならば餘程考慮して受け受け入れ易い方法を取らなければならんと思ひますが、私だけの意見を申せば、山に對して金を出して下さると云ふだけでは助からぬ。尺金五圓位を標準として貸せるでなければ私の方は助からぬ。尺金五圓と云ふても今の値段が三圓五十錢とすれば一圓五十錢は政府の補償に俟ちたい。米が安ければ買上げ高ければ賣下げて、調節するのに山の安いに就いては聊かの御諒解もない。林業家が四苦八苦して居る時に、樺太材の移出制限も思ふよ

うに行かず、國有林の伐採を手控えて呉れるでもない。農家が困れば米を買上げて米價の釣上げを計るが、材木が安く一本で済むものを三本も四本も伐らなければならぬと云ふ林業家の苦痛を見ながら、之に對して國家は俺は五本で六本でも出す、林業家がまだ生きて居るから承知が出来んと云ふやうな國有林伐採方法を探つて居られる。だから茲で國有林伐採を半分するならば二千五百萬圓減る之は收入關係から許されないことと云ふべきだ。それが出来ないとしたならば一圓五十錢位の補償は何でもない。私の勘定では二百萬圓に對まる五分の一の四十萬圓だけを政府で補償して戴けば宜しい。それも他の擔保品とは違つて、例へば田は何年入れても一段歩のものが四段歩になり五段歩になつたと云ふことは神武天皇以來聞いたことが無い。山はどうかと云へば擔保品そのものが年々擔保價格を上げて行く。私の方では二十五年でも伐期であります。二十年なり三十年なり三十年なり経つた時には大したもので、今度も農漁村に對しては六千五百萬圓を融通するが林業家に對してはたつた五百萬圓しか出さん。而かも材木の不況は今日最低度である。この底値の時に於て政府が一圓位の補償するのは當然である。貸せるとなり借りるとなれば中々むつかしい問題もありませうが、低利資金を勸業銀行から融通するならば其折衝交渉は何所までもしなければならん。そして五圓を借りて三圓五十錢とするならば一圓五十錢は政府で補償して下さつても宜い筈である。勸業銀行が損した時には政府が補償してこそ我々も借り受けが出来るのであります。一々に就いては其時に議つて、森林金融に關し卓見の一端を述べた次第であります。

三重縣山林會(青山氏) 只今靜岡縣の方より御話の低利資金の融通に就いては、現在我々山林業者から提唱せられて居る問題の中でも最

も急を要する問題であり又我々の最も熱望する問題であることに於ては正に同感であります。但し、政府が今回閣議に依つて七千萬圓の低利資金を農山漁村に對して貸出するに當り僅に五百萬圓が林道の開闢等の條件附で山村へ向けるに就いて之を論難する要は毛頭ないと思ひます。寧ろ結構である。殊に農林大臣及び農林當局が努力なされたことを此席に於て論難攻撃することは差控えないと存じます。從つて之は別途の問題とし、本日は我々が最も現下の急務とする低利資金を如何にして借り出すや又どれだけの額を我々山林業者に對して出して下さるか、之に關しては幹部諸君を初め各位に於かれて最善の方法と御要求の在る所を當局に申達する方法を御取り下さらんことを願ひます。

**川瀬委員長** 方法等に就いては何れ後で委員の御方が御協議下さることを存じますから、之に就いて研究すると云ふことは御異議がないものと認めて宜しうござりますか。

**兵庫縣山林會(山川氏)** 青山君から縷々御意見を開陳せられましたが誠に結構な御意見であります。又只今御話になつたことも、斯業の進歩の爲に使ふ資金として御授け下さる五百萬圓であるから政府の御召は有難く受け、今日の林業を救濟するのは別箇の問題として之が爲に七千萬圓ばかり別に頂戴すると云ふことにして努力を願はなければならんと、御兩君の御説から割り出して考へるのであります私の親戚の者に農工銀行の支店長をして居る者がある。それが、今度斯う云ふ金が政府の方から出るらしい、その中、林業者に、幾分かの融通がある。政府は勸業銀行に、勸業銀行は農工銀行に責任を轉嫁して最後は我々であるが、何を標準にすれば責任を帯びて金を貸すことが出来るか、其方法に就いて私に相談したのですが之には

私も困つた。それで五百萬圓は別として、若し他に政府から金を貸して下さると云ふことになつたならば、其金を斯くすれば借る者も農工銀行も勸業銀行も政府も安心出来ると云ふ方法を講じて貰はなければならん。青山君が言はれた通り山は年々増大する。併し悪い方に變化する、即ち盜伐に遭ふ或は弱かに其一部は伐り取ることも出来るのである。此不安定な森林に對して農工銀行がとう金融するかと云ふことに就いて、先方も安心し此方も安心する方法を講じて、林業者に對して五千萬圓なり七千萬圓なりの融資を交付されるやう努力を願ひます。

**川瀬委員長** 今兵庫縣から仰しやつたやうなことは何れ委員諸君で御研究を願ふことにして、此會では金融と云ふことの大體に就いて御決めを願ふのであります。

**兵庫縣山林會(青山氏)** 只今會長から御注意があり、森林金融に關して兵庫縣としても異議はないが貸せる方法に就いて研究すると云ふことで、私と意見を異にして居るのでないと云ふことも能く分りました。又森林金融の問題に就いて反対の御方は無いと云ふことも會長閣下御認めになつて居る所であります。が、進んで少し述べたいと思ひます。今御話のあつた山林擔保と云ふものは殖えもあるが減りもする。焼ければ減るし伐れば無くなるが、勸業銀行なり何所なりに有り得べからざることで、擔保に入れたものを伐つた場合には、伐つた場合の法規もあらう、より嚴重な法規を持って取締を講ずることもむつかしいことではない。それから火災保険を今の保険会社に持つて行くことは甚だ率が高く辛い。韓太とか北海道なら二三

如何にも御尤もあると思ひますが、斯う云ふ重大問題が澤山あるにも拘らず今日一日で此會議を終るらしい様子を伺つて、又今の御説明の中にも何れ委員を選ぶと云ふことでしたが、此重大問題を委員がいきなりやるよりも、折角遠方から集つて居られる方が多いのですからもう少し意見を討はして、具體的方法まで講じて委員に御頼みする譯には行かんものか。私は今度の會は少くも三日乃至五日はあるものと心得て參つた。林稅問題などは具體的に研究して御願をせねばならんと考へて居る。然るに時間が餘りに少いと折角遠方から集つても之等の大問題に對する意見が徹底しないことになる其事を伺ひたい。

**國語常務委員** 北海道から御質問でありますたが、申すまでもなく之等の問題は非常に重要な問題であります。併し如何に此問題が重要であるからと云ふて遠方かる御集りの方に五日も六日も御足勞をかけて會議をして戴くと云ふことは、それも誠に済まない次第である。それで我々は此案を作る迄には十分研究して、例へば森金融に関する建議の如きも、農工銀行・勸業銀行・第一銀行或は保險會社其他之等の問題に關係ある方々及農林省の方々等に寄つて戴いて座談會を開いたり色々研究の上に案を出しました。今まで青山さん金丸さん山川さん達の御話を伺つて大して根本的に議論が御有りになるやうには考へません。山川さんの御意見は貸す方の人へ貸せるやうな方法を此方で講じてやつたら宜からうと云ふ御意見であつたやうに考へますが、誠に御尤もです。併し簡単に心易く貸せるやうな名案があるならば此問題はむつかしくないのであります。その具體的の方法が非常にむつかしい。現に我々が山林を擔保とする金融に關係ある方々に寄つて戴いて研究しても中々名案は出なかつたのであり

**村上林政課長** 農林省を代表して申し上げます。只今の青山さんの御非難は少し見當が違つて居るだらうと思ひます。今度政府が出したのは失業救済であつて林業救済ではありません。林業救済は別個の案として研究中であります。あの案で林業救済が出来ること私共も考へて居りません。あれは失業者が山村に歸つて來てゐる、それらに労力を與へやうと云ふ爲の失業救済であつて全然違ひます。

**北海道林業會(近藤氏)** 簡単に伺ひます。森林金融は重大問題であつて我々は其必要を感じて居る。皆さんから色々御説を伺つて

ます。又、三重縣や靜岡縣それから和歌山縣や奈良縣等の等々も一

生懸命に研究して居られます。それで案の無いものをどうして貸せるかと云ふことにもなりませうが、貸せる方にも色々御注文がありませうし、政府の方にも色々の御考や研究機關も御有りになるので、方法に就いては、政府の御意見も伺ひ此方も研究して決めて行く、之でいけなければ之、之でいけなければ之、或はそれで宜ければそれと云ふやうにして行かなければいかん。それで原案には「適切有効ノ

方案ヲ樹立シ」と括弧的に書いた次第であります。青山さんは大部分意見を御述べになつたけれども別に具體的の案を出された譯でもなし、又今課長の御話の如く我々も政府が五百萬圓出して下さると云ふ問題と、森林を擔保とする金融の問題とは全く別なものと考へて居りまして、金丸さんの仰しやる通り五百萬圓も誠に有難いことであるが別に又金融を御願ひするのである。それならば山川さんのやうに具體的方法を立てるとなると、今近藤さんの仰しやつたやうに五日も六日もと云ふことになるが、實は五日やつても六日やつても駄目だらうと考へます。之には我々も大分頭を痛めて居りますが、どうか原案の總括的の點で決議を願ひたいと思ひます。

北海道林業會(近藤氏) さうすると此委員會を御開きになつて其委員會具體的方法を御研究になつた結果を山林會の今度の聯合會に伺ふと云ふことは出来ないものですが、詰り委員に御願ひして置いて其委員さんが關係筋へ御運動した結果を雑誌とか書面で報告を得ることになるのです。只今も山火のことに就いて北海道の御話がありました、之等に就いても私は一言申し上げたいのですが時間を使はず譯に行かない。それで何ひたいのですが、委員で御協議になつ

が斯くの如き悲惨なる狀態に相成らうとは夢にも想像し得なかつたのであります。政府當局も亦恐らく想像してゐなかつた所であらうと思ひます。何故ならば過去に於て政府當局者が、國家經濟の基礎の確實にするには山林に如くはなし、山林は全國に大面積を持つて居る、耕地面積は甚だ狭くして經濟的に發展の餘地は無い、宜しく山林を奨励して大々的に植林をし、而して我國の經濟を根本から確立せねばならんと云ふので、津々浦々に至るまで植林の奨励をしたことは諸君も御承知のことであります。已に全國の各府縣に於ても山林會を設置し有らゆる方法を以て植林の宣傳をしたのであります然るに政府の所有する新領土の樺太の木材の爲に、政府が宣傳奨励したる林業家が斯くまでも疲弊困憊しても何等考慮して呉れんとは我々は政府を恨まざるを得ない。私共は今春來委員の一人として各位の職務に附して各省を訪問陳情いたして参りました。本年三月二十日に拓務省訪問の時に小村次官は何と言はれたか、諸君が樺太林業の爲に斯くまで困ると云ふならば政府は大いに考慮せんければならん、たゞ此問題は樺太長官の管掌に屬する事であるから諸君は直ちに樺太長官を訪問して事情を述べよと言はれた。私は其日の午後四時に樺太長官に會見したところ、長官曰く諸君が申される迄もなく私も地方山村の窮状は能く承知して居る。又樺太の現在の伐木方法が誤つて居ると云ふことも承知して居る、之に就いては改善の方策を折角考究中である、又諸君から言はれる迄もなく伐採制限の必要は認めて居るが、只茲に一つ困ることがある。それは樺太統治の上に於て歲入歲出のバランスが取れない、そこで歲入の缺陷を補ふ爲に遺憾ながら伐木をして居るのである、そこで自分の方から五百萬圓ばかりの融通をして貰ふやうに話して居るけれども承諾を得ら

た結果で今日夜を徹しても伺ふことが出来ませうか。

川瀬委員長 要するにさう云ふ風でなければ逆も實際上旨く行きません。此所では之が善いか悪いかと云ふことを決めるだけにして、後で幹部委員の方々で相談して運動方法と云ふことになるのです。從來の例もさうなつて居ります。それが又相當に成功して居るのです（進行を願ひます」と呼ぶ者あり）それでは第一案は原案通りで御異議ありませんか。（異議なし」と呼ぶ者あり）可決したものと認めます。

## 二、樺太森林ノ伐採及移出制限ニ關シ建議

木材需要ノ激減材價ノ暴落ニ伴ヒ材界ハ極度ノ不振ニ沈淪シツ、アリ然ルニ樺太森林ノ伐採並ニ木材ノ島外移出ハ依然トシテ多ク之ガ爲メ内地木材界林業界ハ益々脅威ヲ感スルノミナラス甚シキ濫伐ニヨリテ樺太ノ森林資源ハ遂ニ衰滅ニ歸スヘシ

仍テ政府ハ速ニ森林ノ濫伐ヲ止ムルト共ニ木材ノ島外移出ヲ嚴重ニ制限セラレムコトヲ望ム

茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ

右建議ス

千葉縣山林會(花澤氏) 樺太の木材の移入の爲に我々全員山村のもの

れないでの、然らば樺太森林奨励の爲に五百萬圓だけ樺太公債の發行は認めて呉れと云ふことを目下大藏省に向つて我々の方から話して居る、諸君も之より直ちに大藏省に行つて目的の貫徹に努めたたら宜からう、私の方でも出来るだけ努力すると云ふ言明があつたのであります。それから農林省に行つて、政府は豐系補償に一億五千萬圓も出して居るではないか我々山村は五百萬圓や六百萬圓出せないことはなからうと氣焰を吐いて、更に大藏省に行つて同様陳情しましたが、どうも政府當局は煮えきらない。樺太長官は五百萬圓の公債發行を大藏省が承認すれば樺太は適度に伐つて居れば宜いと言ふ然るに大藏省は我々が頼んでも恬として顧みないと云ふことは遺憾千萬である。此點は賢明なる各位に於て宜しく御諒承を願つて適當な方法を探らんければならんと思ひます。私は此原案は大賛成でありますけれども、之が目的を達成する實行方法に就いては餘程慎重に御考へにならんと、只委員に任せて各縣の諸君は何等之に對して同情若しくは氣勢を上げる事が出來なかつたならば目的の達成は至難であると思ひます。出来るならば私は常に申しますが我々の代表として出て居る代議士所謂國民の代表たる政治家に山村の窮状を理解せしめ、而して彼等に此仕事をやつて貰ふことが我々の希望であり又彼等の義務であると思ひます。そこで各府縣に於て山林會の臨時總會等を開くことが出来るならば開いて、國論か動をして本問題の解決に務めたいと思ふ。希望の一端を述べて原案に賛成します。

川瀬委員長 第二の問題に御異議ございませんか。（異議なし」と呼ぶ者あり）原案通り可決いたします。

## 三、木材關稅引上改正ニ關シ建議

政府ハ冀ニ林業界ノ情勢ニ鑑ミ木材關稅ノ改正ヲ斷行セント

雖モ偶々爲替相場ノ回復並ニ海運運賃ノ暴落ニ依リ輸入木材ノ一部ヲ占ムル二三樹種ヲ除キテハ關稅引上ノ効果ヲ充分ニ發揮セス

仍テ政府ハ更ニ輸入木材ノ大部分ヲ占ムル無稅品並ニ低率課稅品ノ關稅ヲ引上改正セラレムコトヲ望ム

茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ

右建議ス

**千葉縣山林會(花澤氏)** 木材關稅引上に就いては既に本會の幹部諸公の御盡力に依つて昨年の通常議會に於て貴衆兩院を通過して幸ひにも實施せられて居るのであります。その引上率が甚だ低かつたと云ふことは遺憾である。木材關稅を何時實行したか能く存じませんが、とにかく政府當局が林業の發達の爲に外國から入るものに關稅をかけて林業を獎勵したものと思ふ。それが何時撤廢されたか、御承知の如く大正十二年關東大震災に當つて時の政府は木材は生活必需品であると云ふので勅令に依つて關稅の撤廢をせられた。今や關東大震災は過ぎ去づて帝都の復興も終つたのであるから直ちに元の通りに直せば宜いものを、儘かばかりの關稅をかけた爲に依然として米國から入つて来る。之を震災以前の如き關稅をかけたならば無論入りはしない、從つて我々も今日のやうな悲惨な狀態には陥らんのである。然るに歴代の内閣は中央集權の爲に自分の膝元に居る者にのみ着眼して我々農民を殆んど眼中に置いて居ない。元の關稅に戻すが當然であるに拘らず其實行をして呉れない。ともかく本會各位の結合に依つて關稅の引上を達成したいと思ひます。私は東東市

電の問題に就いても考へますが、市電從業員の何千人と云ふもの中には政友會のものもあれば民政黨のものもあらうし大業黨のものも勿論あるに違ひない、然るに彼等は一致團結して目的を貫徹する我々農村の者も政黨派に拘泥せずに一致團結して政府當局に當つたならば之位のことが出來ない筈はない。多數國民の意見が通らないのは我々の結束が鈍いからである。宜しく各縣に於て代表者諸君は十分なる指導をなし、而して我々の結合に依つて此目的の貫徹せられむことを希望いたします。聊か卓見を述べて本案に賛成いたします。

**京都府山林會(千原氏)** 現行稅率の二倍を課すと云ふやうにして戴きたい。今一つは、之は私には能く分らんですが、沿海州方面から相當來るらしい。之にも同じく課稅するやうに出來ないものでありますか。木材價格を維持するには何よりも第一に關稅に依らねばならない。尤も消費者の立場からは理窟はあるまですが、他の何よりも最も疲弊せる目下の林業家を救済する爲には茲一二年の間でも宜いから一定期間現行の二倍を課すやうにして戴きたいと思ひます。

**川瀬委員長** 今の京都の御話は、此趣意に就いては賛成だが修正する云ふのです。

**京都府山林會(千原氏)** 現行の一割或は一割二分位のを二割五分或は三割と云ふ程度に課して戴くやうに其筋へ運動して戴きたい。原案の文章を修正する意味ではありません。

**關部常務委員** 沿海州から來るものは無稅品や低率品であります。本案に入つて居ります。

**東京府山林會(奥平氏)** 本日問題になつて居る金融問題と云ひ關稅問題と云ひ鐵道運賃問題と云ひ各官廳に大關係がありますが、我々が再三當局に陳情しても響きがなくて同じ問題を議するのは、要するに我々の聲が當局に徹底しないものと思ふ。だから斯う云ふ會議の際に列席して貰へば頗る有効と考へますが、之等の問題を議決するに就いて何か御照會になりましたか若しくは御案内狀を御出しになりましたか、其邊を御尋ね致します。

**佐藤常務委員鐵道者の方へ** は今回出しませんでした。

**東京府山林會(奥平氏)** 我々が熱心に研究しても此聲が當局に通じないことは遺憾でありますから、各關係の向きの列席を願ふ譯には参りません。

**關部常務委員** 一應御尤もであります。之等の問題に皆方々の官廳に關係があるので、議論する時に一々關係の官廳に来て戴くと云ふことは、政府の方でを中々忙しい場合に申しにくもあり、申して

川瀬委員長 此第三の問題に就いて、御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議ないものと認めて可決いたします。

#### 四、木材類ノ鐵道貨物運賃輕減ニ關スル建議

政府ハ曩ニ鐵道貨物運輸貨率ノ引下改正ヲ行ヒタルモ木材類ハ却テ引上ノ結果ヲ來シタルヲ以テ一般經濟界不況及木材價格暴落ニ際シ愈運賃負擔ノ過重ニ苦メリ、加之輸移入材ノ船貨ハ極度ニ低落シタルニ反シ邦產材ハ鐵道運賃ノ負擔過重ナル爲出材困難トナリ政府ノ唱道セル國產材愛用ハ徹底セズ  
仍テ政府ハ廣ク一般木材類ニ亘り充分ナル運賃ノ輕減ヲ斷行

ると第四の問題に就いても御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)然らば原案通り可決いたします。

##### 五、國產材使用ニ關シ建議

經濟國難ニ處スルノ途ニシテ足ラズト雖モ國產品ノ愛田ヲ盛ニシテ國內産業ノ振興ヲ圖リ以テ國際貿借ノ改善ニ資スルハ刻下ノ急務ナリト信ズ  
仍テ政府ハ率先シテ官公費支辨 諸工事ニ國產材ヲ使用スルト共ニ一般民間ニ對シテモ國產材ノ愛用ヲ勸奨シ併セテ之ガ普及ヲ期スル爲メ適切ナル方策ヲ講セラレムコトヲ望ム  
茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ

##### 右建議ス

川瀬委員長 御意見が出ないやうですが、本問題に就いても御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)それでは原案通り決定いたします。

##### 六、山村ノ課稅負擔輕減ニ關シ建議

經濟界ノ不況愈々深刻ヲ加へ山村ノ疲弊困憊ハ其極ニ達シ課稅負擔ノ輕減ハ今ヤ山村救濟ノ爲メ焦眉ノ急務ナリ  
仍テ政府ハ山林ニ關係アル課稅ハ勿論一般課稅ノ負擔輕減乃至撤廢ニ努メラレムコトヲ望ム  
茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林會聯合協議會ノ決議ニ基キ

##### 右建議ス

第三十七號が北海道の爲に初めから創定されたものであると云ふ山林會御發表の御意見には首肯しかねるのであります。假に之が北海道の爲に制定せられものとしても、地租附加を定め貢貸價格を定めても山林原野は町を單位として居る。さうして特別稅段別割と云ふものには毎地目一段歩一圓云々と云ふことになつて居る。それから見ると折角十ヶ年の免租期のある北海道の山林及び他の土地は山林で云ふと一ヶ年に一等地が七錢二等地が六錢三等區が五錢となつて居る。北海道内にも非常な差異があつて、最低は一段歩三厘、最高は以前は二十五錢まであつたが今は十四錢の所がある。即ち北海道に於て十三錢七厘の差異がある。之を以てしても北海道内だけでも不公平になつて居る。私は札幌稅務署管内の地價調査員であります、北海道の山林では茲十四五年間の一町歩の最低地價が三十錢石符に於ても最低は三十錢、最高の所が二圓に付けてある。それは鐵道に近い所とか屋敷廻りに少し松や落葉松を植ゑたと云ふやうな山林とでも言ふ所に二圓が付いて居る。普通山林と申す所は五十錢六十錢と云ふのが平均になつて居る。さう云ふ所から地方稅で地租割を取られる。一町歩七錢六錢五錢と云ふのも餘り安いが、之は法律第三十七號に依る制限法の範圍に於て地方稅が賦課されて居るのであります。それから申しても此一段歩一圓までを課すると云ふことが何處から出たものか、私が思ふに、之は時の立法者が山林原野を地力に重きを置かなかつたのではないかと想像します。今一つ北海道と内地の趣きの違ふのは山林面積であります。私は生國が丹波でありまして猶の額のやうな山林を以つて居りますが、五畝

兵庫縣山林會(山川氏) 此建議案の中には、別冊の「段別割の改正に就て」の意味を含んで居りますか。

##### 佐藤常務委員 無論含んで居ります。

兵庫縣山林會(山川氏) 斯う云ふ惡い法律が存在して居つたことをうつかりして居りましたが、此方法に就いては何卒萬全も期して、此病弊が全國に瀰漫しない間に早くやらなければ危険でありますから十分努力になることを希望して本案に賛成いたします。

北海道林業會(近藤氏) 此問題は、只今の御方の御尋ねの如く山林原野に課稅する段別割の改正の點が主となつて居ると思ひます。それで段別割に就いて主として北海道の事情申し上げたい。其申し上げる理由は「段別割の改正に就て」と云ふ小冊子の結論に於て「北海道に在る地租を賦課せざる土地に對しては尙段別別割の如き變態的特別稅を賦課するの必要があるであらうと考へられる」とあります。之は私に誤解があるかも知れませんが、私は法律第三十七號と云ふまして、幾年間かに事業を成功しなければ、一旦賣拂を受けて其土地の代金を納めて居る中に於ても返還を命ぜられる。故に十ヶ年の免租期附が附いて居る。以前北海道に未開地賣拂規則と云ふものが云ふやうには認めないのであります。成程北海道に於ては十ヶ年の免租期間がありますが、其免租期間には事業が伴ふて居るのであります。北海道に依つて居るので所有權が直ぐに移つて翌年から課稅せられて居る。山林としては十ヶ年の免租期を置く土地は只今のところ無い。れども、只今では不要林と稱へて多くは公賣に付せられるか緣故拂今後さう云ふものは出ないと信じて居る。で私は明治四十一年法律

の步山林に杉の木が一千本から立つて居る。之はどうしても二町歩はあるだらうと思ひます。然るに北海道の山林面積は一千町歩或は一千五百町歩と云ふやうな大きな面積が一筆にある。皆トラシットと云ふ機械を据ゑてレベルで精密に實測されて居る面積である。それがに向つて段別割をかけられるのであります。北海道の段別割と較べたならば内埋はまだ、安いものだと思います。遠く本土を離れた北海道まで、免租期があると云ふのに煽てられて行つた結果が斯う云ふ段別割の如き重課を何故受けねばならんかと不思議に堪へない。序でに北海道の民有林の状況を簡単に申し上げたい。北海道が餘り繼子扱ひされて居るから貴重な時間ですが御割愛願ひます。只今一割には足らん植林地があつて其他は皆天然林、其天然林がどうなつて居れば甚だ言ひにくいことですが、さう云ふ材木屋が滥伐した結果山が荒れて、其跡地を地方の者が伐つて炭焼にした、その皆やうな考を以て伐採された。若し北海道から材木を出して御儲けに伐した跡地が現在残つて居る天然林である。その天然林が三十年位経つて製炭材になるとしても、私の實驗に依れば三百五十石しか出ない安いは運搬の便否或は木の種類に依つて違ふが、先づ平均二十錢とする、そうして材木屋さんが伐採した時に地代は取つたものと假定し且つ管理費も山火豫防の費用も出さないで、一町歩に七十圓の入収を見る。さうすると一段歩が五十五錢の收入になる。此處に表を持つて居りますから御目にかけて宜しうございます。それが段別割を一段歩四錢取られるとすれば一町歩一年に四十錢を出さねば

ならん。税金にも足らない有様であります。それから植林地の方で申すと、今私は一萬町歩の管理をして居る。その中の最も便利の好い地質の良い所で御話しすると三十二町八段七畝歩と云ふ植林地がある。其中に二十一町歩に對し落葉松六萬三千本を植ゑた、それが明治三十一年。残りの十一町八段七畝歩は防火線や林道になつて居ります。總經費が三千百三十五圓かゝつて居る。その當時は人夫債が六十五錢位ありましたから今日の相場にして計算し、租稅其他諸經費を總べて差引くと一萬五千二百五十六圓の収益になる。之は昭和二年の木材價格の好い時に此の計算を得たのであります。太材が小樽港で三百圓内外と云ふ今日の相場から云ふと一ヶ年一町歩の収入が百八十四圓であつて、それを三十ヶ年に割つて一段歩の年収を見ると五十五錢に過ぎない。私は針葉樹林は言はない。潤葉樹の雜木林と落葉松のもので言ふのであります。一段歩一圓はさて措き、税金だけが出ない。此小冊子を見ると段別割は北海道には已むを得ないぢやないかと云ふやうですが、斯様なことは山林會の幹部に於ても頭から除いて一般的に段別割が輕減されることに御盡力を願ひたいのであります。北海道林業會は大藏大臣内務大臣に向つて建議をして、その建議書を此所に持合せて居りますから御手許に差上げても宜しきります。それで本案は「山村ノ課稅員擔ニ關シ建議」とあります。之を具體的に、段別割のみを賦課する時は地租割の負擔を超ゆること得ずと云ふことに法律第三十七號の改正を願ひたい。さうすれば地租と地方稅と町村の段別割とが一致して參ります。何故に町村稅だけに幾倍と云ふものを拂はなければならぬか甚だ怪怪に堪へない。それから町村の役別割の申請に對して収益表を出して長官の認可を受ることになつて居る。以前は内務・大

藏兩大臣の認可を得て居つたのであります。之は本省の方から通達でも發せられて、収益調をもう少し綿密に調査して貰ひたい。只拘らず、町村は落葉松を植ゑれば二十ヶ年で幾ら幾らになる、之を二十年に分けると一年の収益は一段歩三圓になる、だから五錢位かけても宜いと云ふやうな極く粗雑な調査に依つてなされるのが例になつて居ります。要するに法律第三十七號の段別割を課する時と云ふのを改正して戴けば宜いのであります。

**川瀬委員長** 今の御説は此建議案を直すと云ふのではなく陳情する時

に其事情を申せば宜いのです。

**北海道林業會(近藤氏)** 其意味を含んで戴けば事足るのであります。静岡縣山林會(青山氏) 五年間ばかり山村の課稅負擔輕減に就いて意見を申し述べます。幹部の諸君は能く御諒得になつて居ることである。又「段別割の改正に就て」の末尾にある御意見のやうになれば不況の時に山林に於ける所得稅の輕減は當然である。又段別割が不合理であることは幹部を初め今日御出席各位の御諒得になつて居るところであるから、段別割は重稅であるから負けて呉れと云ふことではなく、撤廢して貰ひたい。現行の段別割は不當であり不合理である。之は社會思想の發生する苗圃を造るものである。山林家は之に依つて絶滅しなければならん。一圓を課稅するが餘裕ある場合には別段に對して二圓までは課稅し得ると云ふやうなことになつて居るのは甚だけしからん。故に之は撤廢して頂かねばならんが、若しそれが出來なければ此小冊子の末尾のやうにしたら宜からう。脇から來た者で千町歩なり五百町歩なり持つて居る者には段別一圓を課稅

するが自分の村の者には土木獎勵費とか云ふ名前で八十錢なり八十五錢なりを割戻すと云ふやうなことを現在やつて居る。それは合法的なことには違ひないけれども、脇から來た者にはうんとかけてふんだくる。それがもう一步進めは階級鬭争になつて来る。私の村では烟の方は非常に安くて二十錢である、山の方は三十錢課して居る。併し村會議員に睨まると段別割の稅率が上がつて来る傾向を持つて居る。之は甚だ階級鬭争を意味して居る。今の如く脇から來て居る山元には喰ひ着いて合法的の惡事を行ふ。私は遠慮なく申す、此惡事が行はれると云ふことは林業家が絶滅する社會思想の苗圃である。故に段別稅は是非撤廢して頂きたい。私は之だけを申して此案に賛成する者であります。尙ほ何時も建議して幹部の諸君が林業家の爲に御盡力下さるのに案外効果が上らないのは遺憾である。どうが今回効果の上がるやうに徹底的に御努力願ひます。

**京都府山林會(平原氏)** 此建議案に就いては固より賛成であります。希望を二三申し述べます。第一は、山林所得稅の控除率のことについても、京都市に於いては全國共に力を入れて居りますが、我が京都府に於いては豫ねて全國共に力を入れて居ります。私は之だけを申して此案に賛成する者であります。尙ほ何時も建議して幹部の諸君が林業家の爲に御盡力下さるのに案外効果が上らないのは遺憾である。どうが今回効果の上がるやうに徹底的に御努力願ひます。

なる。併し免稅と云ふことは餘り極端に走ることでありますからそこで京都府山林會から發議して、例へば二十年以下の伐採には無稅とするとか、四十年以下ならば幾らと云ふやうな控除率の割合を具體的に數字に擧げたものが此所にある。之は委員の御方に御渡し致して置きますが、全國共に大いに力を盡して徹底にしてやる必要があらうと思ひます。我が京都府の貧弱なる林業地ではあります。同様であらうと思ひますから、皆様にも此事を希望して置きます。昨年の十二月頃からかゝれば宜かつたのですが本年の三月頃からかすが北桑田郡に於ては最も之を痛切に感じて居ります。之は全國皆須から全國舉つて着手するやうにしたいと思ひますから皆様の御賛成を願ひます。第二は山林相續稅のことです。一般相續稅としてはそれゝ稅率に依る累進法を以て順次上がつて居りますが、山林に就いては特に最低率を使用するやうに改訂して頂くやうに希望します。其理由は、一般相續稅は累進稅を直ちにかけて宜いかも知れませんが、山林の方は三十年の後に収益が來るものであるから、茲に特別のものとして分けて置いた所と希望の點は即ち最低率を使用するやうに私の方では希望することになつて居ります。段別割其他に就いては、前に御話した所と希望の點は同じでありますから、以上二つの希望を述べて置きます。

**川瀬委員長** 本問題に就いては御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議ないものと認めて原案通り可決いたします。

**七、山村失業労働者ノ救濟ニ關シ建議**

林業ノ不振愈々深刻ナルニ伴ヒ山村失業労働者ノ數益々増加ノ趨勢ニアリ

仍テ政府ハ此際官公費ヲ以テ林道其他林業關係事業ヲ興シ以

テ山村ノ失業者ヲ救濟スルト共ニ兼テ森林資源ノ開發ニ資セラレムコトヲ望ム

茲ニ大日本山林會外全國五十ノ會團ノ聯合ヨリ成ル全國山林

會聯合協議會ノ決議ニ基キ

右建議ス

京都府山林會(千原氏) 之に關係があるから申して置きますが、現在

四分の一となつて居る林道の補助金を二分の一に確やして貰ふやうに運動して頂きたい。村道の如きも府縣から二分の一の補助を受けるやうになつて居りますから林道も村道と同一程度まで上げて貰ひたい。殊に今のやうに林産物が安くて着手する人の少い時には此必要がある。それから無立木地のみに限定せずに伐採跡地の造林と雖も補助すると云ふことにして頂きたい。之は林業發達の上にも木材の生産を強める上にも失業者救濟の上にも必要であります。新植のみに補助しても後の手入をしないと折角やつたものが出来上りませんから、新植後五ヶ年位の手入費用にも補助金を與へるやうにして頂きたい。もう一つは官行造林の促進して頂きたい。詰り地方に事業を起すことがあります。之は原案に、官公費を以て色々の事業をするやうにと云ふ、此中に含んで居る譯であります。官行造林を促進することであります。

川瀬委員長 本問題も御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) それでは原案通り可決いたしました。之で此方から提出した案に就いては皆御賛成を得た譯でありますから、明日及び明後日の二日間に各方面へ陳情に御出でを願ひたい。それで明日午前十時迄に

一八

本會に集つて頂いて、その上で御陳情を願ふ方を此方で決めて置いて、多年御出席の縣は成るべく分れて陳情に向つて頂くことに願ひます。

奈良縣山林會(北村氏) 暑い折ですから十時を九時に變更を願ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

川瀬委員長 それでは明朝九時迄に御出でを願ひます。日本木材業組合聯合會會長の小林君から同會の大會で決議されたことに就いて御報告がありますから、御聽取を願ひます。

小林文之助氏 私は日本木材業組合聯合會を代表して御挨拶を申し上げます。本日は御招待に與り諸君の熱心なる且つ悲痛なる御話を伺つて御禮を申し上げます。幸ひ日本木材業組合聯合會も本日午前九時から本部に集つて、此木材界不況に對する方策を協議して二三の決議を致しましたから、其概略を簡単に申し上げて置きます。第一は關稅改正に關する件、之は先刻此御席上で御決議になつた事と殆んど同じであります。昨年課稅の際に洩れたるアメリカから輸入される或る種類の材木と、露領沿海州より輸入される無稅のもの又は非常に輕微なる課稅のものをもう少し課重して貰ひたい。それと南洋より輸入する潤葉樹の原本に對して國產潤葉樹の爲の相當の課稅をして頂きたいと云ふ陳情の件。次には、之は此會等には關係のないことではありますが、現在の同業組合法と云ふものは組合の公益の爲にのみ働くことに制限されて居つて、組合の利益を圖る事業は一切相成らんと云ふことになつて居ります。政府が低利資金を貸して我々組合員の利益を圖ると云ふやうな恩典は何等受けることが出來ないこことになつて、居りますので組合法を改正して我々にも或る程度の利益に關する事業を行ひ得ると云ふことにして頂きたい。

併し此改正は議會の協賛を俟つ必要があるので、其過程として、同業組合員を中心とする信用組合を創立するの許可を得て、其信用組合に相當の低利資金を融通して我々木材業者の現今の窮境を救済して貰ひたいと云ふ案。第三には、先刻御決議になつて鐵道運貨輕減に關する陳情、之は少し詳しく申し上げます。先般東京實業組合聯合會それから東京商工會議等に於て、現在の經濟狀態の非常に不況なることが各組合にどの位影響があるが、其實狀を話して貰ひたい及び其對策があつたら是非聽きたいと云ふことで私は東京材木問屋を代表して各種の懇談會に出席して希望を述べましたが、只今御決議になつた鐵道運貨に關する部分のみを申し上げたいと思ひます私は斯う云ふことを主張いたしました。政府は國策として金解禁を施行し、爲に物價は二割五分乃至三割の下落をした、我々は此爲は山林業者が山に持つて居る材木及び我々の持つて居る商品の値段は總べて二割五分乃至三割下がつた、然るに政府事業としてやつて居る專賣事業並に鐵道運貨等は一向下げるのではないか、我々に物價の下落を強要する以上は政府も範を垂れる必要があるのではないかと云ふことを勧め、更に、一方國產獎勵と云ふことで内地材を輸入して居るに拘らず鐵道運貨は木材に對しては何等の恩典を與へてゐないぢやないか。現在の鐵道運貨は大正十年一月に改正になりました。大正十年前は、例へば隅田川と秋田の能代の鐵道運貨が一匁四圓九十四錢約五圓であつたものが、大正十年一月一日よりは三割の値上になつて六圓五十錢、それが本年の七月一日の改正に依つて十錢上がつて六圓六十錢になつて居る。而して大正十年の運貨を引上げる前の木材の相場は、大正九年四月の相場が、米松の大角が石二十五圓、秋田の四分板が一枚六十七錢、北洋材の六分

板が六十三錢であつた。此價格と運貨との比例を取ると、その當時の運貨の負擔率と云ふものは僅に二分二厘にしか當らん。所が昭和四年の七月になると、米松の大角が八圓八十錢、秋田の四分板が二十錢、北洋材の松六が十六錢五厘、此價格を鐵道の運貨に割て當る一割一分一厘本年の七月の相場を見ると、米松の大角が六圓六十錢秋田の四分板が十五錢、北洋材の六分板が十五錢に下落した。その比率は一割四分八厘に當る。詰り二分二厘と負擔率であつたものが一割四分八厘と云ふ最高負擔をせねばならんと云ふ不合理なことに運貨が一圓六十錢と云ふ不合理なことになつて居る。一方には物價を下落をさして置きながら鐵道の運貨は下げず、國產愛用と云ふことなつて居る。尙ほ現在のアメリカから横濱まで運搬する木材が石僅に一圓二十錢であるのに、秋田の能代より東京の市場に參るなつて居る。尙ほ現在のアメリカから横濱まで運搬する木材の運貨は一千哩持つて來る運貨と三百五十哩の運貨との比較が斯くまで懸隔があると云ふことは、政府の政策として甚だ矛盾して居るのではないかと云ふことを強調いたしましたところ、實業組合聯合に於ては幸ひ民政黨の幹部の連中が五六人見えて居つて、此運貨の關係を詳しく説明すると、それは初めて聞いた、實に不合理である、さう云ふことならば早速鐵道大臣に交渉して何とか希望に添ふやうに盡力してやうと云ふことで、民政黨の連中には運貨の矛盾に就いては非常に驚いた模様であります。それから東京商工會議所に於ても同じやうなことを繰返して説明しましたが、集つて居る會議所の議員を始め主なる實業等も此點に就いて非常に驚いた模様であります。私は機會のある毎に此點を強調して参りましたが、此頃は何處へ行つても、鐵道運貨は少し手を入れねばならん、既に鐵道省に於ても

之は極く内密であるさうですが内部の會議に於て、一割五分乃至二割はどうしても下げるべならんと云ふ相談があつたと云ふことを洩れ何つて居ります。依つて此機會を外さず以て運動すれば、鐵道運貨の引下と云ふことに就いては必ず効果があると考へます。我々聯合會は本會の諸君の驕尾に附して、私の方は明日、鐵道省其他各政黨本部等を訪問し、此點を強調して目的の達成に盡力する積りであります。どうぞ皆様も此點は熱心に御盡力あらむことを希望いたします。

**千葉縣山林會(花澤氏)** 小林さんに伺ひます。木材の輸入關稅に就いては京演の製材業者は極力反対したのですが、あなたの方では反対ですか賛成ですか。

**小林文之助氏** 私の方の組合は組合代議員會を開いて課稅に賛成して其結果木材聯合聯合會々員として賛成の意見を述べて一昨年來皆さんと盡力した次第でございます。併し現行の率以上に上げるのか適當か或は現行に止めて置くかと云ふことは、組合としてはまだ研究して居りません。從つて組合として御答へする譯に参りませんが、私一個の意見としてはまだ幾らかの課稅を加重しても差支へない程度にあると信じて居ります。

**川淵委員長** 此酷暑の際、皆様の熱心なる御意見を伺つて誠に御苦勞でございました。明日明後日は全部の皆様に手分けをして御苦勞を願はんならんのでありますから明日は九時までに御集りを願ひます之で閉會と致します。

昭和五年十月三十日印刷  
昭和五年十月三十日發行

(非賣品)

東京市赤坂區蒲池町一番地

東京市小石川區久堅町一〇八番地

発行所 東京市赤坂區蒲池町一番地  
印 刷 者 宮 田 長 次 郎

潔

全 國 山 林 會 聯 合 會  
電 話 赤坂(48)一六七番

終

